

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合
の留意点や補償制度等について

关于从事含石棉建材等建筑物拆除等业务的事项及补偿制度等

1 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合 の留意点について

关于从事含石棉建材等建筑物拆除等业务的事项

あなたは今回の育成就労において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがありますが、育成就労実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

在此次育成就労过程中，您可能会从事含石棉建材等建筑物的拆除等业务。为确保您的健康安全，育成就労实施单位有义务采取必要措施预防健康损害，并为您安排健康体检，履行健康管理责任。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守って育成就労を行うほか、育成就労実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

同时，为切实保障自身健康，您在育成就労过程中需严格遵守作业规程、正确佩戴个人防护用具、遵守相关规定，同时有义务接受育成就労实施单位组织的健康体检。

育成就労の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

请在充分理解上述内容的基础上，决定是否进行育成就労的申请。

2 労災保険給付について

关于工伤（劳灾）保险给付

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

接触石棉会增加未来罹患肺癌和间皮瘤等疾病的风险。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

如果您曾从事过含石棉建材等建筑物的拆除等业务，并罹患了肺癌或间皮瘤等疾病，且被认定该疾病是因在日本作为劳动者从事工作所导致（即职业病），则您可以获得工伤（劳灾）保险给付。

なお、労災保険給付については、あなたが母国に帰国した場合であっても請求することができます。

此外，即使您已回国，仍可通过相关程序申请工伤（劳灾）保险给付。

以上の内容について説明しました。

已就以上内容进行了说明。

年 月 日

年 月 日

説明者の氏名 _____

说明人姓名 _____

（申請者（育成就労実施者）との関係 _____）

（与申请人（育成就労实施单位）的关系 _____）

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

本人已从上述说明人处听取了关于以上内容的说明，并已充分理解。

年 月 日

年 月 日

育成就労外国人になろうとする者／育成就労外国人の署名 _____

拟成为育成就労外国人者 / 育成就労外国人签名 _____